

令和7年度男女共同参画の推進に関する施策の実施計画

●基本目標 I みんなが共に築く「あわら」

- 【令和7年度の達成度】
- A=かなり進んでいる（男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた）
B=ある程度は進んでいる（男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた）
C=あまり進んでいない（男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった）
D=全く進んでいない（事業を実施しなかった）
- 【達成度の根拠】
- 実施計画に対する実施状況の成果などを基に、できる限り客観的な数値を用いて具体的に記入してください。

○重点目標 1 地域・家庭での制度・慣習の見直し及び意識の改革

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 男女共同参画の視点からの慣行・しきたりの見直し	① 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、SDGs の理念に基づき、ジェンダー平等の実現を図るため、地域、家庭、職場等における慣習やしきたりの見直し・改善を進める。	市民協働課		市民への男女共同参画意識の浸透を図るため、あわら男女共同参画のつどいを開催するなど、地域への啓発に努める。 ・男女共同参画のつどい 参加人数 200 人以上 ・市内公共施設における啓発物等の配布 ・HP、SNS 等による周知の実施	・第 22 回あわら男女共同参画のつどい 開催日：12 月 7 日（日） 場 所：湯のまち公民館 参加人数：107 人 ・男女共同参画推進パンフレット（県作成）を窓口で配布。	B	アンケート結果では、回答者 100%が「つどい」に参加して、男女共同参画に関心や理解が深まったと回答した。	参加者が式典の最後まで参加してもらえるよう、今後も企画内容を検討する必要がある。
	② 子育て講座の開催、市民の自主的な活動や男女共同参画推進市民会議の活動等を通じて、家庭・地域での男女共同参画意識の浸透を図る。	子育て支援課		子育て講座の参加者増加を図るため、開催について広報・HP・SNS 等で周知の周知に努める。 ・子育て講座の開催 22 回以上	・日曜のパパ応援デーの実施回数：12 回、参加者：586 人 ・子育て講座等の実施回数：50 回、参加者：561 組	A	年間父親利用数 444 人で、前年度より 12%増加。パパ応援デー参加者のアンケートでは「また参加したい」という回答 100%	今後も子育て世代に合った内容で講座を企画し、父親利用者の増加や男女共同参画の周知に努める。
		市民協働課		あわら市男女共同参画推進市民会議と連携し、地域、家庭における男女共同参画意識の高揚を図る。 ・男性の料理教室の開催 ・共家事の推進	・出前教室開催 パパ向け親子の料理教室（ステーキ丼&ミニパフェ） 開催日：2 月 15 日（日） 場 所：食育スタジオ（親子 8 組 17 人参加）	A	アンケート結果では、満足度が 100%であったため。また、8 組の募集のところ 23 組の募集があったから。	募集人数に対して受け入れができず、せっかく応募してくれた人のやる気・参加意欲が損なわれる

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
2 市民的な広がりを持った啓発活動の展開	① 男女共同参画推進団体やグループの自主的な活動を支援する。	市民協働課		会員の増加を図るため、あわら市男女共同参画ネットワーク加盟団体の紹介や、ネットワークの各種事業の周知を図る。	ネットワーク広報紙「トライアングル」を3月に発行し、市内回覧を行うことにより、事業の周知を図る。 令和7年度からは、ネットワークに個人の方も参加できるようになった。	B	加入団体紹介を作成し、各団体の活動事業周知を図った。	各加入団体の活動紹介を継続して行い、会員の増加に努める。 また、加入団体の自主的な活動の支援に努める。
	② 市民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための啓発活動を推進する。	市民協働課		福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市民への周知を行うとともに、年間を通して啓発活動を行う。 ＜6月：男女共同参画推進月間＞ ・庁内でポスター展、啓発物の配布 ・市内公共施設におけるチラシ等の設置 ・市ホームページ、SNS等での周知	・男女共同参画月間に合わせて庁内でポスターを掲示 ・啓発物を窓口に設置したり、男女共同参画以外の会議でも配布し、市民を対象に広く周知	B	県の啓発物をすべて配布できた。	今後も、男女共同参画月間について、市民を対象に広く啓発活動を推進していきたい。
		福祉課		男女共同参画推進月間、人権週間などに合わせ、市ホームページ、広報紙等により相談窓口の周知に努める。 ＜毎月＞ ・人権相談所の開設 毎月2回 ＜6月：男女共同参画推進月間＞ ・人権の花運動の実施 市内小学校（2校） ＜12月：人権週間＞ ・人権相談窓口の設置 ＜年間＞人権教室の開催市内小中学校（7校）	・人権の花運動 芦原小学校、金津小学校 ・人権教室 芦原中学校 芦原、本荘、北潟、金津、金津東、伊井、細呂木小学校 ・人権相談所の開設（毎月） ・人権相談窓口（12月人権週間）	A	人権教室は、市内小・中学校において対面により実施することができた。	相談所開設の周知に努め、継続的な支援を行うよう努める。 相談所開設場所に、人権に関するポスターや、相談日程の掲示を依頼する。
	③ 男女共同参画社会づくりのための情報交換・協力等を進めるための市民の交流ネットワークを築く。	市民協働課		ふくい女性財団が6月に実施するふくいきらめきフェスティバルや講座等に参加し、参加者間の情報交換等に努めるとともに、他市男女共同参画ネットワークとの研修会等を実施することにより、交流ネットワークの充実に努める。 ・ふくいきらめきフェスティバルの参加 ・他市町男女共同参画ネットワークとの交流	・ふくいきらめきフェスティバル 開催日：6月22日（日） 場 所：福井県生活学習館 参加人数：17名 ・日本女性会議 開催日：10月3日（金）～4日（土） 場 所：奈良県橿原市 参加人数：3名	A	各種研修に積極的に参加し、男女共同参画についての知識や理解を深めるとともに、伝達・報告により、参加できなかった他のメンバーとも情報を共有して、研鑽に努めたため。	今後も、各種研修に参加し、今後のあわら市男女共同参画ネットワークの活動に活かしていくことが重要である。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
3 市の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進	① 市の機関等が発行する刊行物やホームページについては、性別にとらわれない表現に努める。	政策広報課 各課		市が発行する各種刊行物、ホームページ、SNS、広報紙等については、性別にとらわれない表現に努める	市が発行する各種刊行物、ホームページ、広報紙、SNS 等については、性別にとらわれない表現に努めた。	A	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	継続して性別にとらわれない表現に努めなければならない。
	② 性的指向及び性自認の多様性を尊重する意識醸成のための啓発。	政策広報課 市民協働課		広報紙、ホームページ、SNS 等を用いての性的指向及び性自認の多様性を尊重する意識醸成のための啓発を実施する。	・市が発行する各種刊行物、ホームページ、広報紙、SNS 等については、性別にとらわれない表現に努めた。 ・パートナーシップ宣誓制度啓発大使による講演会を実施。 日時：令和 8 年 3 月 5 日（木） 演題：「性の多様性について」	B	ホームページで周知できたため。 計画どおり講演会を実施し、性的指向・性自認に関する基礎知識の啓発が行えたため	継続して性別にとらわれない表現に努めなければならない。
4 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報の提	① 男女共同参画社会づくりに関する各種調査の実施や統計資料の収集に努めるとともに、これらの情報を市広報紙やホームページ等により広く市民に提供する。	市民協働課		前年度（R 6）の施策の取り組み結果、達成度等の進捗状況を分かりやすく公表する。 ・HP への掲載	令和 6 年度のあわらし男女共同参画に関する施策の取りまとめ及び令和 7 年度の実施計画をホームページで公表	B	計画に対し、男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができたため。	今後も、あわらし男女共同参画に関する施策及び計画について、分かりやすくまとめ公表する必要がある。
5 性の多様性への理解促進	① 性的少数者 (LGBTQ+) などの性の多様性を認め合う共生社会の充実を推進する	市民協働課	新	性的マイノリティに関する情報提供と理解促進のための啓発を行い、講座等を通じて多様な性的指向や性自認への理解を深める。	・パートナーシップ宣誓制度啓発大使による講演会を実施。 日時：令和 8 年 3 月 5 日（木） 演題：「性の多様性について」 ・男女共同参画に関する図画作品募集のテーマを、「男女共同参画・性の多様性」に設定し周知を実施。	B	講演会を通じて参加者の性の多様性に関する理解が向上したことが、アンケート結果等から確認できたため。	継続的に周知を行う必要がある。

【達成度】

- A＝かなり進んでいる・・・男女共同参画の視点できちんと位置づけ取り組むことができた
 - B＝ある程度は進んでいる・・・男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができた
 - C＝あまり進んでいない・・・男女共同参画の視点が弱く、一部しか取り組めなかった
 - D＝全く進んでいない・・・事業を実施しなかった
- なお、事業を終了した場合はその旨記入「事業終了」

家庭・地域での慣習・しきたりの見直し及び意識の改革

令和 7 年度審議会評価	意見・要望等
B	個人の意識や価値観に関わるため意識改革は難しいが、継続した啓発が必要である。

○重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	① 市の各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、令和16年度(2034年度)末までの早い時期に40%とする。	市民協働課 各課		各種審議会において、男女比を考慮し、委員の登用を検討する。特に、女性登用数が0の委員会については、積極的な女性登用を、男性登用数が0の委員会については、積極的な男性登用を目指す。 ・女性登用率 40%以上(令和16年度)	・女性登用率 31.9% (R7.4.1) 30.2% (R6.4.1) 32.3% (R5.1.1) 30.7% (R4.1.1) 28.6% (R3.1.1) 31.4% (R2.1.1) 30.6% (H31.1.1) 29.7% (H30.1.1)	B	数値目標達成には至らなかった。	男性女性の割合が半々になるよう啓発していきたい。
	② 審議会等への女性委員の登用状況を調査しその結果を公表する。	市民協働課		毎年4月1日時点の審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その調査結果をホームページ等でわかりやすく公表するよう努める。	審議会等への女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表した。	B	毎年女性委員の登用状況を調査し、ホームページで公表している。	今後も、ホームページ等で分かりやすく公表する必要がある。
	③ 職員については、地方公務員法に定める平等取り扱いと成績主義の原則に基づきながら、積極的に女性の管理職への登用等を促進する。	総務課		国の男女共同参画基本計画等を踏まえ、積極的に女性の管理職への登用等を促進する。 【R7.4.1時点】 ・部局長相当職における女性の割合:25.0%(3人/12人)(国におけるR7年度末目標値:14%) ・課長相当職における女性の割合:26.7%(8人/30人)(同上:22%)	【R7.4.1時点】 ・部局長相当職における女性の割合:25.0%(3人/12人)(国におけるR7年度末目標値:14%) ・課長相当職における女性の割合:26.7%(8人/30人)(同上:22%)	A	・計画等を踏まえ、積極的に女性の管理職への登用等を促進したため。	引き続き女性の管理職への登用等を促進する。
	④ 女性職員の活躍を支援するため、研修の機会について拡大を図るとともに、庁内プロジェクト等への女性職員の参画を進める。	政策広報課 各課		庁内プロジェクトへの女性職員の登用に努めるなど、市の事業における男女共同参画を推進し、もって事業者へ男女共同参画の促進を図る。	女性職員の登用率 ・SNS運営チーム 50%(3人/6人) ・情報発信推進チーム 27%(6人/22人) ・ゼロカーボンシティチーム 33%(4人/12人) ・人口減少対策チーム 25%(2人/8人)	B	・女性職員の登用率 31%(15人/48人) 男女比均等に至らなかった	引き続き女性職員登用に努める必要がある。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
2 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進	① 女性の活躍推進について、企業や民間団体に情報の提供を行うとともに、事業者等が行う自主的かつ積極的な取組を支援する。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したチラシや市ホームページ、LINE 等を活用し、ポジティブ・アクション等に関する情報を周知し、女性の活躍推進について理解促進が図られるよう努める。	・女性の活躍推進に関する関係機関が作成したチラシの配架及び市ホームページによる啓発・周知 件数 3 件	A	ホームページでの広報、チラシの配架により計画どおり周知や理解促進の取り組みができたため。	引き続き女性の登用促進についての理解が図れるよう啓発が必要である。
	② 農林漁業における固定的な性別役割分担の見直しを進めるとともに、性別に関わりなく対等なパートナーとして経営に参画していくための啓発を行う。	農林水産課		家族経営協定の締結などにより農業経営への女性の積極的な経営参加を呼びかける。 ・農業者が参加する会議等での家族経営協定啓発パンフレットの配布 1 回以上	・窓口にパンフレット配置 ・家族経営協定の締結数 0 件	C	家族経営協定の締結に至らなかった。	現状、女性からの相談はほとんどなく、相談があった場合でも父親や息子など男性からの相談が多い状況。家族経営では依然として男性が中心となるケースが多いため、今後も継続して呼びかけを行っていく必要がある。
3 地域の方針決定過程への女性の参画の促進	① 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点を導入するよう働きかけるとともに、各団体や町内会において地域の女性がリーダーか役員に着くよう促す。	市民協働課		福井県が定める 6 月の男女共同参画月間に合わせ、市内企業等に啓発リーフレットを配布する。 また、あわら市男女共同参画ネットワークを通じて、市内の関係団体に各種研修やセミナーを紹介することにより男女共同参画に関する学習機会の提供に努める。 ・啓発リーフレット等の配付 ・地域活動における男女共同参画についての啓発ポスターを庁舎内に掲示する	・男女共同参画に関するポスター掲示 実施日：6 月 2 日（月）～6 月 30 日（月） 場所：あわら市役所 ・男女共同参画ネットワークを通じて、各種研修やセミナーの紹介を行うとともに、市民協働課窓口には各種セミナー案内チラシを設置した。	B	男女共同参画月間に合わせて広く啓発を行った。	今後も、庁内での周知、各団体への各種研修やセミナー等の紹介を通して、男女共同参画に関する学習の機会を提供する。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
令和 7 年度審議会評価	意見・要望等
B	特になし

○重点目標 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 学校教育等における男女平等教育の推進	① 男女平等の視点に立った、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育を促進する。	教育総務課		児童名簿、出席簿は男女混合を基本とし、学校行事や児童会活動、特別活動においては、固定的な性別役割分担を行わないよう努める。 小学校では、道徳科の学習や家庭科の学習等を通じて、男女の特性を考えたうえで助け合いながら家庭の仕事を協力することや、人種や社会的身分による差別はしないことを指導する。また、LGBTQ に対する理解教育も進めていく。 中学校では、道徳や特別活動の授業の中で、正しい異性の理解や人格の尊重について指導するなど、男女平等の視点に立った教育を行う。	児童名簿、出席簿は男女混合で基本としている。学校行事や児童会、生徒会活動において、性別にこだわらず児童生徒が希望する委員会や役割につくようにしている。 また、家庭科の学習では男女の区別なく、それぞれの家庭で自分は何ができるかを考え、実践することの大切さを指導している。 道徳科の学習では、謙虚な心を持って、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があるという多様性を理解するよう指導している。 保健体育の学習においては、性意識には個人差があり、一人一人の体と心が違うこと、多様な考え方、感じ方があることを理解し、お互いを尊重するよう指導している。	A	各学校において、男女共同参画の視点で教育活動に取り組んでいる。	今後も継続的に取り組むことが重要である。
	② こども園においては、性別にとらわれない遊びや経験を通して、思いやりの心を育て男女平等意識の基礎づくりを行う。	子育て支援課（こども園）		保育士や保護者が性別による固定観念を持たず、遊具や教材、服装など性別の偏りが出ないよう環境の工夫を行う。また、子どもの主体性を尊重し、自分で選び、考え、表現する力を育むようにする。	ままごと遊びや当番活動等を通して、男女の区別なく家庭における役割分担を行う体験をしている。 また、遊びや好みなど、子どもの思いを大切にした言葉かけをしながら、活動した。	A	男女共同参画の視点をもち、子どもたちに男女平等の意識付けや体験ができた。	今後も継続的に取り組むことで意識の基礎づくりに努めていく必要がある。
	③ 学校運営や P T A 活動等においても性別にとらわれないように留意し、男女平等の意識を高める。	教育総務課		校務分掌、PTA 役員や家庭地域学校協議会委員の選出の際に、男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担にとらわれないよう留意する。	市「PTA 連合会」の女性委員や役員の割合は 30.4%であった。	B	各学校の代表からなる PTA 連合会の女性の割合が、令和 6 年度、今年度ともに 30.4%であった。	今後も継続的に取り組むことが重要である。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
2 男女共同参画の視点に立った養育と生涯学習の推進	① 子どもの人格形成において、家庭生活の役割は重要なため、固定的な性別役割分担意識にとらわれない養育、学習機会の提供や啓発活動を行う。	子育て支援課 (こども園)		こども園で2歳児～5歳児の保護者を対象とした半日保育士体験を実施し、家族での子育てや養育の理解・積極的参加・協力の大切さを啓発していく。	2歳児～5歳児（金津）3歳児～5歳児（芦原）の保護者に半日保育体験を実施し、園での様子や関り方を感じてもらった。 参加人数率 51%	B	保護者のニーズに応じて保育体験を実施し、性別にとらわれない子育てを進める意識を高めることができた。保育教諭の関りから子育てのヒントを得られたという声も聞かれた。	保育体験や行事参加等を含め保護者が子育てについて理解を深める方法を考える。また、父親の参加の普及を図っていく。
	② 生涯学習事業の推進にあたり、関係機関との連携により、男女共同参画の視点に立った講座、講演会の充実を図る。	文化学習課		市民大学講座や公民館で実施する各種講座において、男女が多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った講座を開催する。	・男女共同参画をテーマとした講座開設。 テーマ：『古代の布づくりと女性～性差の日本史を読み解く～』 開催日：7月28日(月)	B	男女共同参画の視点に立った講座を開催した。	引き続き、男女共同参画の視点に立ち、性別を問わない幅広い分野の講座等を開催し、多様な学びの機会の提供に努める。
3 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進・人材の育成	① 男女共同参画の観点から、国際交流事業における参加者構成の改善と均等化を図る	市民協働課 教育総務課		学生の派遣交流をはじめとする友好交流都市との事業においては、男女比の均等に配慮し、バランスの取れた参加を促進する。	＜教育総務課＞ ・令和7年度国際交流派遣団員 米国：11名（男5、女6）	A	国際交流派遣事業の参加人数の男女比はほぼ均等となった。	派遣枠の増加に努め、より多くの生徒の派遣を図る。
	② 国際交流を推進していくための女性リーダーの育成・確保	市民協働課		国際交流を推進していくための女性リーダーの育成・確保に努める。	あわら市内を中心に活動する「あわら国際交流友の会」と連携し、国際交流の推進を行った。	B	当該団体の代表が女性であるため。	国際交流を推進する担い手の確保が必要。

多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
令和7年度審議会評価	意見・要望等
B	教育分野は男女共同参画が進めやすい。取組は進んでいると感じられるが、今後も一層の取組を期待したい。

●基本目標Ⅱ 男女が共に活躍できる「あわら」

○重点目標 4 雇用等における均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	①男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の普及・啓発に努めるとともに、市民に対し各法の趣旨や内容の周知を図る。	商工労働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したチラシや市ホームページ、LINE 等を活用し、制度の周知を図り、職場への定着促進と制度の普及・啓発に努める。	・関係機関が作成したチラシの配架及び市ホームページによる啓発・周知 3 件	A	市ホームページでの広報、チラシの配架で引き続き情報の啓発・周知に取り組むことができたため。	今後も引き続き、関係機関と協力し、制度の普及啓発に努める。
	②市内業者において、女性の登用、子育て・介護支援、就労時間の短縮等、男女が働きやすい職場づくりを進める企業の取り組み等を広く紹介する。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したチラシや市ホームページ等を活用して、男女が働きやすい職場づくりを進める企業を紹介し、企業への普及・啓発に努める。	・企業訪問の実施【市民協働課】 ① 実施日：3 月 24 日（火） 企業：福井鋌螺株式会社 参加者数：3 名 ・関係機関が作成したチラシによる周知件数 3 件	B	「ふくい女性活躍推進企業+」を調査し企業訪問を実施。	引き続き企業訪問等を行い、女性活躍に感ずる情報の発信に努める。
	③職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止について周知・啓発に務める。	市民協働課		市ホームページ等を活用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の周知徹底に努める。 ・HP による相談窓口の案内 ・リーフレットの設置	市ホームページに相談窓口の案内を掲載し、市民協働課窓口にリーフレットを設置した。	B	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	今後も、分かりやすい情報提供に努める。
2 母性保護対策の推進	①労働基準法、男女雇用機会均等法など母性保護に関する法律の周知に努めるとともに、関係機関と連携のうえ、母性保護に対する認識と理解を深めるための啓発を行う。	子育て支援課		妊娠届出時に、全ての妊婦に対して面談を実施し、パンフレット等を配付することで母性保護に関する法律の周知や理解の促進に努める。	全ての対象者に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法など母性保護に関するパンフレット等を配布した。	A	計画どおり周知や理解ができる取り組みができたため。	今後も、対象者への周知に努める。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
3 女性の能力開発 促進のための支援	①職場での女性の地位向上を図 るため、自己啓発への援助や能 力開発に関する情報の収集、提 供を行う。	総務課 市民協働課		福井県自治研修所などの関係機関が実施す る各種研修会への参加を通じて、女性職員 のスキルアップや能力開発に努める。	福井県自治研修所が開催するキャ リア研修及びビジネススキルアッ プ研修への参加。 ・参加者人数 31 人 (R6 30 人)	B	計画に対し、男女 共同参画の視点 でおおむね取り 組むことができ たため。	今後は職員の自 発的な参加を促 していく必要が ある。
	②関係機関と連携し就業や技能 取得に必要な講座を開催する。	総務課 市民協働課		福井県自治研修所などの関係機関が実施 する各種研修会への参加を通じて、女性職 員のスキルアップや能力開発に努める	福井県自治研修所が開催するキャ リア研修及びビジネススキルアッ プ研修への参加。 ・参加者人数 31 人 (R6 30 人)	B	計画に対し、男 女共同参画の視 点でおおむね取 り組むことがで きたため。	今後は職員の自 発的な参加を促 していく必要が ある。
	③市役所においては、女性の登用 や職域の拡大を図るため、一人 ひとりの能力向上と意識改革 を推進する。	総務課		職員を対象に女性活躍に係る研修会等を開 催し、意識改革を図る。	男女共同参画に関する職員研修を 実施。 演題：男女共同参画について 講師：社会保険労務士 谷川和穂 事務所 所長 谷川 和穂 ・参加人数：128 人 (令和6 年度：156 人)	A	男女共同参画へ の理解を深める とともに、あわ ら市の現状を知 り意識の向上が 図れたため。	今後も研修内容 を充実し、意識 改革の推進に努 める。
4 多様な就業ニー ズを踏まえた就業条 件・環境の整備	①パートタイム労働法*の趣旨や 内容の周知に努めるとともに、 派遣労働者等多様化している 就業形態に関する情報提供や 適正な就業条件整備のための 支援を行う。(労働時間の短縮 やフレックスタイム制、テレワ ークを取り入れるなど、労働者 が柔軟に働ける環境が確保さ せれるよう支援する。)	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成し たチラシや市ホームページ、LINE 等を活 用し、制度の周知を図り、職場への定着促 進と制度の普及・啓発に努める。	・関係機関が作成したチラシの配 架及び市ホームページによる啓発・ 周知 3 件	A	市ホームページ での広報、チラ シの配架で引き 続き情報の啓 発・周知に取り 組むことができ たため。	今後も引き続 き、関係機関と 協力し、制度の 普及啓発に努め る。

職場における男女の均等な機会と待遇の確保

令和7 年度審議会評価	意見・要望等
B	法律に基づく取組であり、前向きに進んでいると思うが今後も継続した取組が求められる。

○重点目標 5 女性の起業等に対する支援

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 女性のエンパワ ーメントの促進	①女性のエンパワーメントを促進するため、経営管理能力向上のための研修会を開催する。	農林水産課		園芸カレッジ受講生に対して、新規就農者への補助事業等の案内を行うこと で、市内での新規就農の勧奨を行う。 ・園芸カレッジ生への就農の勧奨 1 回以上	園芸カレッジ生への就農の勧奨 1 回	A	園芸カレッジの女性の就農希望者に対して、市内での就農の勧奨を行った。	引き続き経営継続性を考慮した勧奨が必要となる。
		商工労働課		県等が主催する研修会等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促し、女性のエンパワーメントが高まるように努める。	・ふくい女性活躍支援センター等の関係機関が主催するセミナーについて、情報周知を図る。 2 件	B	市 SNS や広報を通じて周知を図ることができた。	LINE、広報、ホームページ等、様々な媒体を用いて周知し、積極的な女性の参加を促す必要がある。
	②男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育など、生涯学習・能力開発を推進する。	市民協働課		福井県生活学習館が主催する「ゆー・あいカレッジ」女性チャレンジ支援コースの講座やセミナー等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促しエンパワーメントの促進に努める。 また、男女共同参画ネットワークによる市議会傍聴及び県議会傍聴等を実施することにより、女性の県政・市政に対する関心を高める。 ・市議会・県議会傍聴人数 延べ 10 人以上	・男女共同参画ネットワークや市民会議を通じてセミナー等の関係情報の提供に努めた。 ・市議会傍聴人数 12 月 4 日（水） 3 人	C	セミナー等の周知が不十分であった。	広く、講座やセミナー等の周知を図るとともに、積極的な女性の参加を促していく必要がある。また、今後もネットワークへは、市・県議会傍聴の参加を促し関心を高める必要がある。
2 女性の起業活動への支援と情報提供	①女性の起業活動への支援	商工労働課		女性起業者の実体験や起業に関する実情についての情報を含めた創業支援パネル展を開催するほか、国等の女性向け起業支援制度の周知を図り、女性の起業活動の啓発・促進を図る。	・女性起業者の補助金申請件数 2 件（採択） ・創業パネル展で女性起業家の事例紹介ブースを設置 11 月 19 日～12 月 21 日	A	補助金を活用し、2 名の女性が創業した。	引き続き女性の起業に関する支援体制の充実を図っていく。
	②多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする起業活動に関する情報提供を行う。	商工労働課		女性起業者の実体験や起業に関する実情についての情報を含めた創業支援パネル展を開催する等、女性の起業活動事例の紹介に努める。	・創業パネル展で女性起業家の事例紹介ブースを設置 11 月 29 日～12 月 21 日	A	創業パネル展で女性の起業活動事例の紹介をした。	引き続き女性の起業に関する事例をパネル展で紹介していく。

3 関連団体が行う主体的な経済活動等への支援と情報提供	①関連団体が行う主体的な取り組みや相互の連携等を支援するとともに、情報提供を行う。	農林水産課		県や企業等が開催する、商品開発や商談などに関するイベント等の周知を図るとともに、特産品・商品開発に関する取り組みへの支援に努める。 ・支援団体数 1 団体以上	・支援団体数 1 団体 (女将の会)	A	マスコミを通じて周知を図った。	引き続きイベント等の周知を図っていく必要がある。
-----------------------------	---	-------	--	--	-----------------------	---	-----------------	--------------------------

女性の起業等に対する支援

令和 7 年度審議会評価	意見・要望等
B	特になし

○重点目標 6 ワーク・ライフ・バランスを確保するための支援

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 家庭・地域生活への男女共同参画の促進	①家事・育児・介護等は、男女が共同して行うという意識の啓発に努めるとともに、男女が共に参加できる教室等を開催する。	子育て支援課		・土日に子育て支援センターにおいて、父親の育児参加を推進する事業を展開する。 パパ応援デー（年 12 回） 土曜開放デー（年 12 回） ・父親が参加しやすいようママパパ教室を日曜（年 3 回）に開催し、父親が積極的に家事・育児に関わりを持てるよう意識の浸透を図る。 父親参加率（父親数/参加世帯数）100%	・パパ応援デー父親来所数 134 人（前年比 38%増） ・土曜開放デー父親来所数 71 人（前年比 14%増） ・子育て講座開催 50 回 561 組参加 ・ママパパ教室 父親参加率 100% 令和 7 年度から妊婦体験をママパパ教室で実施。講義や育児体験を通じて、父性をはぐくみ、お腹の赤ちゃんを受容し、主体的に出産、育児ができるよう援助した。	B	年間父親利用数 444 人。前年度より 12%増加。パパ応援デーのアンケートでは「また参加したい」という回答 100%。	今後も父親が参加しやすい教室等を開催し、積極的に家事・育児へ参加できるよう周知に努める。
		健康長寿課		介護者の精神的及び肉体的疲労を癒すとともに、介護者相互の交流促進を図るため、家族介護者交流事業を実施。家族同士の交流のほか、介護に関する研修や講演会等を行い知識向上を図る。	・対象者に対する啓発物の配布 ・社会福祉協議会へ委託し、年 6 回の家族介護者交流の機会を実施。（累計予定参加者：135 人）	A	啓発物の配布を実施し、意識醸成に努めた。	今後も周知啓発活動を継続し、男女共同参画意識の浸透に努める。
	②職場や地域への啓発を進め意識改革を促す。	市民協働課		市内 7 小学校・2 中学校・高校や市民を対象に男共同参画に関する「感謝状」「図画」作品を募り、男女共同参画についての啓発に努める。感謝状の応募を増やすため、学校等の関係機関の協力を得られるよう働きかける。 また、優秀作品については、冊子の作成と配布、市内公共施設での展示、ネットワーク機関紙及び HP での掲載をすることにより、地域における男女共同参画意識の浸透に努める。 ＜作品募集数＞ ・感謝状作品 200 点以上 ・図画作品 100 点以上 ・絵手紙 50 点以上 ＜作品展示＞ ・市内公民館 1 ヶ所	・作品募集数 感謝状作品応募数 309 点（令和 6 年度：329 点） 図画作品応募数 57 点（令和 6 年度：62 点） ・優秀作品の展示 湯のまち公民館：12/5～12/19 ・ホームページで掲載 ・トライアングルで掲載 ・感謝状作品集の作成	B	市内のすべての学校に対して募集の協力依頼を行ったことで、応募点数の大幅な減少は避けられ、前年と同程度の応募数を確保することができた。	今後も市内各学校等に、作品の募集を通して、男女共同参画についての啓発及び意識の浸透に努める。

	③男女が共に地域活動やボランティア活動等へ参画するための啓発や情報提供を行う。	市民協働課	新	福井県が定める6月の男女共同参画月間に合わせ、市民への周知を行うとともに、年間を通して啓発活動を行う。 ＜6月：男女共同参画推進月間＞ ・庁内でポスター展、啓発物の配布 ・市内公共施設におけるチラシ等の設置 ・市ホームページ、SNS等での周知	庁内窓口にて男女共同参画に関するチラシを設置し、来庁者へ啓発を実施	B	庁内での周知に努めた	庁内だけでなく、市内公共施設や地域団体とも連携し、より多くの市民が目にする機会を増やす必要がある
2 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	①延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや働きながら安心して産み育てられる環境を整備するとともに、同施策の周知徹底を図る。	子育て支援課		延長保育、病児・病後児保育、放課後子どもクラブ等の多様な子育てサービスを実施し、働きながら子育てしやすい環境を作る。また、同制度の周知徹底を図る。	・ホームページ、子育てアプリ、チラシ配布により周知	B	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	多様なサービスの周知を詳細に周知する必要がある。
	②「あわら市子ども・子育て支援事業計画」に基づき仕事と子育ての両立支援等の施策を推進するとともに、事業主に対して「一般事業主行動計画」の策定と子育てへの配慮を呼びかける。	総務課 子育て支援課 商工労働課	新	性別に関わらず子育てと仕事を両立させ、育児休業取得や多様な働き方の普及・促進を図るため、妊娠届出時やママパパ教室などの機会に周知する。	全ての対象者に対し、育児休業や短時間勤務制度など仕事と子育ての両立支援に関するパンフレット等を配布し案内した。	A	計画どおり周知や理解ができる取り組みができたため。	今後も、対象者への周知に努める。
	③子育てに関する相談窓口の設置や情報提供の一元化を図るとともに、地域における子育てや父親の積極的な育児参加の支援を行う。	子育て支援課		妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談支援を一体的に行うため、「こども家庭センター」が設置され、気軽に相談できるワンストップ窓口を作った。子育て支援センターや各こども園、関係機関等と連携を取り、地域における子育て相談等の充実に努める。	母子保健及び児童福祉ともに、相談件数等は増加傾向であり、必要なケースについては、同行訪問や相談対応を行い、一体的な支援を実施した。 ・母子保健 訪問相談 500件 電話・メール相談 1,090件 ・児童福祉 訪問相談 175件	A	こども家庭センターを設置し、相談件数が増加したため。市民だけではなく、関係機関との連携、情報共有の機会が増えている。	母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、サポートプランを作成、関係機関と内容等を共有し、効果的な相談支援を実施する。
3 家庭と仕事の両立支援のための職場環境の整備	①事業所や勤労者に対し、育児・介護休業法*の趣旨や対象者等制度内容の周知徹底を図る。	商工労働課 市民協働課		事業者や市民に対して、関係機関が作成したチラシや市ホームページ、LINE等を活用し、制度の情報提供等に努める。	・関係機関が作成したパンフレットによる周知 1件	B	市SNSや広報、チラシの設置で引き続き情報の周知をおおむね取り組むことができたため。	今後も引き続き、関係機関と協力し、制度の普及啓発に努める。

	②事業所に対し長時間労働等を前提とした従来の働き方の見直しや、年次有給休暇等各種休暇制度の取りやすい職場・環境づくりを推進する。	商工労働課 市民協働課 総務課		事業者に対して、関係機関が作成したチラシや市ホームページ、LINE 等を活用し、働き方の見直しや、各種休暇を取得しやすい職場・環境づくりに関する情報提供等に努める。	・市役所内ポスター掲示 2回 ・市役所内チラシ等設置 2回	A	ポスター掲示やチラシの設置により周知に努めた。	市役所以外の施設に周知を依頼し、引き続き、年次有給休暇等各種休暇制度等についての情報提供に努める。
--	--	-----------------------	--	--	----------------------------------	---	-------------------------	---

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	
令和7年度審議会評価	意見・要望等
A	特になし

●基本目標 Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる「あわら」

○重点目標 7 あらゆる暴力の根絶

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 暴力及び差別を根絶するための基盤づくり	①幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、ドメスティック・バイオレンス＊、売買春、セクシュアル・ハラスメント＊、ストーカー行為＊等、あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発を行う。	子育て支援課（こども園）		性別による固定概念や無意識の偏見について園内研修や職員会を通し、人権に関する理解や知識の習得に努める。保育環境を見直し、男女に偏りがいないかを点検する。また、子どもには言葉で気持ちを伝える大切さを指導し、幼児期からの暴力根絶に向けた教育・啓発に努める。	園内研修や職員会を通し、職員同士の関係性は勿論、子どもの人権について、例（ニュースや時事問題など）を取り上げ考える機会をもった。研修にも参加した。人権チェックシートで各自チェックし、普段の保育を見つめ、人権について意識づけや注意喚起を行った。	B	計画どおりこども園などで教育や啓発ができたため。	今後も日常から一人一人職員が人権を意識した保育ができるよう質の向上に努める。
		市民協働課		毎年 11 月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせ、市内企業等に啓発リーフレットを配布し、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発に努める。 ・啓発リーフレット等の配付 ・ポスター掲示	・啓発物（リーフレット（各 3 枚）・ポスター（各 1 枚）・カード（3 種類各 3 枚）・シール（2 種類各 2 枚））を市民協働課窓口にて啓発リーフレットを設置 ・庁内にポスター掲示	B	計画に対し、男女共同参画の視点でおおむね取り組むことができたため。	今後も、市民に対し、広く啓発していく必要がある。
	②夫や恋人等からの暴力は、子どもに向けられることもあることから、児童虐待や性犯罪等、子どもへの暴力の防止に向けた広報・啓発を行う。	子育て支援課		出生時の手続きで窓口に来た保護者に対し、LINE や電話での相談、通報手段について記載されたリーフレットを配布したり、虐待防止に係るポスター等を掲示するなどして児童虐待防止の啓発に努めている。	・各種手続きの際に窓口にて、リーフレットを手渡した。また、課内に啓発用ポスターを提示し、児童虐待防止の啓発に努めた。	B	来庁者に対し啓発することができた。	今後も啓発を継続していく必要がある。
	③関係機関や民生委員・児童委員と連携し、被害防止のための講習会を開催する。	福祉課		関係機関と連携のうえ、DV 研修等や講演会への積極的な参加を促し、DV 等に係る知識の習得に努めるほか、関係機関が実施する福祉懇談会等と連携することにより、地域における実態把握・情報の共有化に努める。 ・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等を随時実施	・民生委員・児童委員協議会の定例会に併せて研修会等実施、県主催の研修会への参加促進 実施回数 0 回 参加促進 1 回 ・福祉懇談会（東部地区・西部地区）各半日単位で実施	B	定例会での研修実施はできなかったが、福祉懇談会と連携しての情報の共有化は実践できたため。	研修講師の確保が困難。関係機関主催の研修への参加促進に向けた取組が必要。

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
2 被害者に対する 相談、支援体制の充 実	①市民に対し相談窓口の周知を 図るとともに、被害女性が相談 しやすい環境の整備を図る。	市民協働課 子育て支援課 健康長寿課 福祉課		関係機関と連携のうえ、市民に対し て相談窓口の周知を図るとともに、相 談しやすい対応に努め、相談によって は個室で相談員が対応するよう努め る。	相談件数 ・市民協働課：2 件（電話・面談数） （令和 6 年度：4 件） ・子育て支援課：0 件 （令和 6 年度：0 件） ・健康長寿課：10 件 （令和 6 年度：5 件） ・福祉課：1 件（面談件数） （令和 6 年度：1 件）	B	日頃から庁舎内関 係課との情報共有や 公的機関（警察、消 防、健康福祉センタ ー等）、社会福祉協議 会、法テラス等の関 係機関との連携やネ ットワーク会議等を 通じて協力体制を構 築している。	小さな被害等の 早期発見及び早期 対応を行う上で、関 係機関との協議や 対応方法の検討等、 引き続き、相談支援 体制の充実を図る とともに、アウトリ ーチを積極的に行 う。
	②関係機関との適切な連携によ り、被害女性に対し効果的な支 援を行う。	市民協働課		女性支援センターをはじめとする関 係機関との連携により、DV 研修会に 参加し知識の習得や情報を得て適切な 支援に努める。 ・DV 研修会等への参加回数 3 回以上	DV 研修会等への参加回数 3 回 ・6 月 11 日（金） 『配偶者からの暴力に関する初任 者研修会』 ・10 月 15 日（水） 『DV 事件 法的観点からの現場対 応～共同親権を見据えて～』 ・2 月 6 日（金） 『「福井県配偶者暴力被害者等およ び困難な問題を抱える女性支援 計画（第 1 次）」に基づく施策の取 組状』	A	研修により情報収集 や知識の向上が図れ た。	今後も継続して研 修会で知識の習得 や情報を得て、DV 被害者の支援体制 の充実を図る。
		福祉課 健康長寿課		関係機関や既存の虐待防止ネットワ ーク等と連携のうえ、被害女性に対し ての効果的な支援に努める。 ・関係機関連絡会の開催	・関係機関連絡会（高齢者及び障害 者虐待防止ネットワーク会議）を、 対面開催 1 回実施した。令和 6 年度 の取組について、虐待対応の状況 や、今後のあわら市社会福祉協議会 との共同設置である中核機関との 連携による成年後見制度活用の推 進について報告した。（健康長寿課） ・関係機関連絡会（障がい者総合支 援協議会権利擁護部会）の開催 4 回 （福祉課）	B	虐待防止関係機関と の顔の見える連携や 関係構築を増すこと ができた。	今後も虐待事案へ の早期対応をはじ め、ネットワーク会 議以外にも包括内 にて事案会議（お助 け会議等）の協議体 制が重要であるた め、継続して積極的 に関係機関との連 携を図っていく。

3 ドメスティック・バイオレンスの防止と支援	①幼児期からの男女平等の教育や暴力根絶の啓発を図る。	教育総務課	新	小学校では、道徳科の学習や家庭科の学習等を通じて、男女の特性を考え、たうえで助け合いながら家庭の仕事を協力することや、人種や社会的身分による差別はしないことを指導する。また、LGBTQ に対する理解教育も進めていく。中学校では、道徳や特別活動の授業の中で、正しい異性の理解や人格の尊重について指導するなど、男女平等の視点に立った教育を行う。(取組としては「学校教育等における男女平等教育の推進」に同じ)	家庭科の学習では男女の区別なく、それぞれの家庭で自分は何ができるかを考え、実践することの大切さを指導している。 道徳科の学習では、謙虚な心を持って、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解するよう指導している。 保健体育の学習においては、性意識には個人差があり、一人一人の体と心が違うこと、多様な考え方、感じ方があることを理解し、お互いを尊重するよう指導している。	A	各学校において、男女共同参画の視点で教育活動に取り組んでいる。	今後も様々な場面で男女共同参画を意識した指導を継続して行っていく。
------------------------	----------------------------	-------	---	--	--	---	---------------------------------	-----------------------------------

女性に対するあらゆる暴力の根絶	
令和 7 年度審議会評価	意見・要望等
B	特になし

○重点目標 8 共に思いやる健康づくり

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 生涯を通じた男女 の健康づくりの推進	①男女の生涯にわたる健康づくりを進めるため健康診査体制の充実、食生活の改善、予防対策に関する正しい知識・情報の提供を行う。	健康長寿課		保健センターや公民館での集団健診や県内指定医療機関での個別健診の実施、電子申請による予約など、男女ともに利便性を考慮した健診体制を整備する。 また、疾病の理解や食生活改善のための指導により市民の健康づくりを推進する。 ・食に関する健康づくり教室 実施回数 30 回以上	・健診を土日にも実施した他、電子申請による予約受付を実施した。 電子申請利用者 148 件 ・食に関する健康づくり実施日数 24 回	B	目標達成率 80%	今後も男女ともに参加しやすい事業の実施や啓発を行う。 料理教室や健康づくり教室の参加者の男女比率は、女性が多い。今後は、男性も参加しやすいように工夫していく。
	②乳がん、子宮がん、前立腺がんなどの性特異的がんの早期発見のため、検診の受診勧奨を行う。	健康長寿課		乳がん・子宮頸がん検診は、保健センター等での集団検診及び県内指定医療機関での個別検診で実施、前立腺がん検診は集団検診で実施する。 特に、国が推奨する乳がん・子宮がん検診は個別に受診勧奨を行うとともに、節目年齢の人の受診料を無料とする。 ・子宮がん・乳がん検診受診率 60%以上 (がん対策推進基本計画の目標値)	・電子申請による予約受付により、受診の利便性を図った。また、未受診者へ封筒や圧着ハガキ通知での勧奨を実施した。 ・子宮がん・乳がん検診受診率 63.2% (R8.1 月末時点 暫定値)	A	目標達成率 100%	休日の検診日の確保や個別検診の推進など、個人のライフスタイルに合わせて検診が受けられる体制を整える。
	③妊娠から出産後までの健康診査、保健指導等の母子健康サービスの充実を図る。	子育て支援課 (こども家庭センターこあらっこ)		医療機関での妊産婦健診及び乳児健診や、保健センター等での乳児教室及び幼児健康診を実施する。 また、こども家庭センターや関係機関等と連携し、乳幼児及び妊産婦への家庭訪問や個別の育児相談等を行い、母子健康サービスの充実に努める。 ・幼児健康診査受診率 98%以上	・幼児健康診査受診率 97.1%	B	受診率が高いが、目標には届かなかった。 未受診者には、電話や通知、訪問により個別にフォローした。	今後も母子保健サービスの充実に努める。

2 セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ＊に関する意識の浸透	①男女が自らの体について正しい情報を入手し、的確に自己管理ができるようにその情報を広報やホームページ等により広く市民に提供する。	健康長寿課 子育て支援課	新	男女それぞれのライフステージに応じた健康課題やその対策、妊娠、不妊治療に関する知識、ストレス管理や心の健康を保つ方法等の情報を提供する。 ・広報誌での健康情報の掲載 12 回以上 ・産婦人科オンライン相談の利用促進	毎月テーマを変えて健康情報を広報誌に掲載し、市民への啓発を図った。 ・広報誌への掲載 12 回 ・妊娠届出時にすべての妊婦に対してオンライン相談の案内を配布した。	A	【健康長寿課】 目標達成率 100% 【子育て支援課】 オンライン相談登録者数 257 人	引き続き、オンライン相談の周知を行う。若い時期から、妊娠・出産や自身の健康に関する正しい知識をもつことへの啓発を行う。
	②学校教育において、男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し、自ら健康管理ができるようにするため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ＊の観点から性教育、健康教育を行う。	教育総務課		小・中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけている。 小学校では高学年で思春期における心と体の成長を自覚すること、中学校では 1 年の保健体育の授業や各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。	小中学校では、発達段階に応じた教育を実施している。 保健体育では身体的な特性、道徳では健全な異性観について男女の相互理解について学習している。	A	保健体育の授業の中で指導・啓発を行っている。	多様な教材等を使用し、継続的に実施していくことが重要である。
3 健康をおびやかす問題についての対策の推進	①正しい知識でエイズを含む性感染症等の感染を予防するとともに、患者や感染者に対し理解を持つように啓発を行う。	教育総務課 健康長寿課		＜小学校＞ 5、6 年生の保健体育において「病原体や環境、抵抗力、生活行動」について学習する。 ＜中学校＞ 中学校では、学校保健計画の中に性教育を位置づけ、中学校 1 年の保健体育の授業や中学校各学年の特別活動の時間等において性教育の実施を計画する。 【健康長寿課】 ホームページ等での啓発を継続して行う。	＜小学校＞ 保健体育の授業を通して感染症の知識や予防について学び、患者や感染者を理解し差別や偏見のない態度を育てる。 ＜中学校＞ 保健体育の時間に HIV や感染症について正しい知識を学習している。 【健康長寿課】 ホームページでの啓発や相談窓口の周知を行った。	A	保健体育の授業の中で指導・啓発を行っている。	今後も児童生徒向けの教材を使用し、分かりやすく伝えていくことが重要である。
	②薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう啓発を行う。	健康長寿課 教育総務課		【教育総務課】＜小学校＞ 6 年生の保健体育において、「病気の予防」として喫煙・飲酒とともに薬物乱用の行為は健康を損なう原因となることを学習する。 ＜中学校＞ 2、3 年生の保健体育において喫煙・飲酒とともに薬物乱用の行為は心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること、またこれらの行為には個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処することを学習する。 【健康長寿課】 県と連携し、広報活動を通じて、薬物の危険性や健康への影響や相談窓口についての情報を広く周知する。	【教育総務課】 小中学校を通して、保健体育の学習により、喫煙・飲酒とともに薬物乱用による健康被害について学習している。また、薬物乱用は、個人の心身の健全な発達や人格形成を阻害するだけでなく、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力・非行・犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解するよう指導している。 【健康長寿課】 ホームページでの啓発や相談窓口の周知を行った。	A	保健体育の授業の中で指導・啓発を行っている。	多様な教材等を使用し、継続的に実施していくことが重要である。

共に思いやる健康づくり

令和7年度審議会評価	意見・要望等
A	行政として力を入れて取り組んでいる様子が見えてくる。

○重点目標 9 誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 高齢者が安心して暮らせる介護体制の充実	①在宅介護を重視したサービス体制の充実強化を図る。	健康長寿課		・身近な地域のサロンや体操教室、出前講座の実施により、高齢者の通いの場の充実を図る。 ・住み慣れた地域で安定した生活を継続するため、安心生活ネットワークや緊急通報体制整備事業の促進を図る。	・通所型介護予防事業（地域住民主体型）としてサロン 実施予定回数 256 回の実施 ・認知症高齢者安心生活ネットワーク登録者 24 人 うちどこシル伝言板利用者 18 人 ・安心生活ネットワーク協力事業所 41 事業所	A	サロン事業や健康音楽体操教室などでは、健康運動指導士や看護師などの専門職による体操や講座を新たに実施した。また、安心生活ネットワークについて新規に 8 事業所増やすことができた。	今後も介護予防会場を増やし、さらなる高齢者の参加に努める。 また、認知症高齢者の見守り体制を推進するため、安心生活ネットワーク事業等についても、引き続き普及啓発を行う。
	②男女が共に担う介護への学習機会や情報を提供し、参画意識の高揚を図る。	健康長寿課		生活・介護支援サポーターを養成するとともに、家族介護者交流事業を実施し、男女が担う介護への学習機会の提供に努める。 ・生活・介護支援サポーター養成講座の開催（あわらふくし塾） 地域ケア会議等の開催により、介護に関する男女共同参画意識の啓発に努める。 ・地域ケア会議 ・健幸セミナー	・生活・介護サポーター養成講座（あわらふくし塾）の開催 開催時期：令和 8 年 2 月 15 日 令和 8 年 2 月 21 日 令和 8 年 2 月 28 日 計 12 時間 参加者数：453 人（延べ人数）	A	いきいきテラスいちひめにて開催。養成講座の参加者数は昨年の延べ人数 280 人と比較して増加した。	1 人暮らし高齢者や老々介護の増加に伴い、ニーズに合わせたセミナーの内容を検討する必要がある。
	③高齢者が安心して暮らせる介護体制を構築するため、介護保険制度の円滑な運営を図る。	健康長寿課		坂井地区広域連合において坂井市と共同で運営している介護保険事業について、介護保険事業計画に基づき適正な運営に努める。 第 9 期介護保険事業計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日	地域リハビリテーション活動支援として介護事業所等とリハビリテーション専門職等との連携を強化するため、専門職の居宅介護支援事業所・介護保険事業所への派遣を行った。 派遣回数 ケアマネジメント支援 2 回 ・ケアマネ支援会議にて、チラシの配布や利用したケースの紹介を行い、事業の普及啓発を図った。 ・ケアマネジャーからのケース相談時に積極的な利用の提案を行った。	A	ケアマネジメント支援において、栄養面に対する支援希望があり、管理栄養士との連携をとることが出来た。	課題として、相談や実績が少なく、原因としては周知啓発不足が考えられる。 令 7 年度は福祉委員会の地域サロン活動への専門職派遣への周知やケアマネ支援会議において事業の周知を行う。

2 高齢者の社会参加の促進と就業環境の整備	①老人センター等を利用した地域交流活動、老人クラブ活動、ボランティア活動への支援を行う。	健康長寿課		男女が共に参加する地域交流活動やボランティア活動の支援に努める。	(1) 生活・介護サポーター登録者数 34 人 (6 名休止中) R8 年 3 月時点 (2) 実利用者数 12 名 (3) 利用者宅訪問件数 318 回	A	個人宅への訪問活動実施し、高齢者の地域交流、閉じこもり予防につながっている。	サポーターの男女比率に大きな偏りがある。男性サポーターが増えるように周知、啓発方法を検討する必要がある。
	②高齢者の健康づくりを推進するため、スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、生きがいづくりのための学習機会の充実を図る。	健康長寿課		介護予防、フレイル予防として心身機能の維持・向上を図ることができるよう、各種教室やフレイルチェックなどを充実していく。	・フレイルチェック 95 人 (9 回) ・フレイルミニ講座 45 人 (3 回) ・出前講座 1346 人 (78 回) ・はつらつ 137 人 (5 回) ・あフレる体操教室 1221 人	A	介護予防教室への参加を積極的に促した。	介護予防教室参加の男女比はどの教室においても女性が多い。定年後の男性の社会参加を促したい。
	③シルバー人材センターの機能充実と高齢者の就業環境の整備を図る。	商工労働課		シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就業機会の充実に努める。	・運営に対する補助金を交付 ・市広報へのシルバーだより等の折り込みによる活動周知件数 2 件 ・公益社団法人福井県シルバー人材センター連合主催の事業説明会を市内で開催 2 回	A	継続して事業説明会を開催することで、会員の獲得に努めた。	就業先の開拓と事業の拡充に加え、広報や会員紹介等により入会者を増やす取り組みが一層必要である。
3 障害のある人等に対する施策の推進	①障害のある人等の自立と社会参加を促進するため、公共施設のバリアフリーを推進する。	福祉課各課		障害のある人等の自立と社会参加を促進するため、相談支援事業等で相談及び意識啓発を行う。	市内の相談事業所 (2 事業所) 相談対応実績 106 人 (実人数) 相談件数 1,665 件	B	関係機関との連携を強化した。	新規ケースでは児童の相談が多い傾向にあり苦慮したため、地域資源の拡充が課題となる。
	②在宅福祉サービスの充実を図り、障害のある人とその家族が安心して心豊かな日常生活を過ごすことができるよう支援する。	福祉課		障がいを持つ方が地域の中で安心して暮らし、社会参加できるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進に努める。	坂井市と合同で設置している地域活動支援センターにおいて、軽作業などの生産活動や社会との交流の場の提供などを行った。	B	創作的活動や自主的活動を通し、障がいの者の地域生活促進を図れた。	若年層向けの環境が整っておらず新規の利用者が少ない。利用者のニーズや年齢に応じた受入体制を整える必要がある。
	③就職困難者に対する雇用就業対策を推進する。	商工労働課		関係機関と連携・協力し、就職困難者に対する相談会等の周知を図り、雇用就業対策の推進に努める。	・ふくいジョブステーションと連携し、出張相談会をあわら市内で開催 6 回	A	出張相談会の周知広報をすることで、雇用就業対策の推進を図った。	引き続き、出張相談会に関する情報を周知広報していく必要がある。
4 ひとり親家庭に対する施策の推進	①ひとり親家庭が安心して暮らせる自立支援策を推進する。	子育て支援課		ひとり親に必要なサービスの紹介や給付を行い、関係機関と連携し自立支援に努める。 ・母子父子自立支援員の研修参加回数 年 4 回以上	・ひとり親団体に対して制度説明会の開催 1 回 ・関係機関による研修回数 4 回	A	研修会で制度に関する知識を習得し、実務に生かすことができた。	引き続き、制度に関する知識を深めていく必要がある。

5 市内で暮らし、働く外国人への支援	①市内で暮らし、働く外国人の交流 機会の創出	市民協働課		県や市民団体等の各種団体等と協力しながら、市内で暮らし働く外国人の交流活動の機会を提供する。 ・外国人向け防災訓練の実施	各種団体と連携し、市内外国人向けの交流活動を実施した。 ・日本語サロン ・日本文化体験イベント ・あわら国際フットサル大会 ・外国人向け防災訓練	A	各種団体とお連携を強化し、交流機会の創出を図ることができた。	市内の外国人へ交流活動の周知、広報をさらに強化する必要がある。
--------------------	---------------------------	-------	--	---	--	---	--------------------------------	---------------------------------

令和7年度審議会評価	意見・要望等
A	特になし

○重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

施策の方向	具体的施策	担当課	新 拡	実施計画 (R7 年度)	実施状況 (R7 年度)	達成度 (R7 年 度)	達成度の根拠 (R7 年度)	課 題 (R7 年度)
1 防災活動における 男女共同参画の推進	①防災対策確立のための防災分野 における女性の参画の拡大を図 る。	危機管理課		嶺北消防組合消防本部と連携し、女 性消防団員の加入を推進する。 ・現在：女性消防団員 5 名 (R7. 4. 1 現 在)	・あわら市消防団員 252 名 (R8. 3. 31 現在) うち、女性団員 6 名 〔令和 6 年度：団員 253 名〕 〔うち、女性団員 5 名〕 ・あわら市防災士の会会員 48 名 (R8. 3. 31 現在) うち、女性会員 13 名 〔令和 6 年度：会員 50 名〕 〔うち、女性会員 11 名〕	A	・女性消防団員数の 増（1 名増加） ・あわら市防災士の 会会員における女性 会員の増（2 名増加）	消防や防災士の会と 連携し、女性消防団 員や女性防災士が活 躍できるような取組 を推進する。
	②災害対策マニュアルの作成など 防災の現場における男女共同参 画を推進する。	危機管理課		あわら市防災会議における女性委 員の増加に努める。 ・現在：女性委員 3 名 (R7. 4. 1 現在) あわら市防災士の会における女性 理事の登用に努める。 ・現在：女性理事 2 名 (R7. 4. 1 現在)	・あわら市防災会議の女性委員 3 名 (R8. 3. 31 現在) ・あわら市防災士の会女性理事 3 名 (R8. 3. 31 現在)	A	・あわら市防災士の 会における女性理事 の増（1 名増加）	・引き続き、男女共 同参画や女性視点な どに配慮しながら、 防災に関する取り組 みを推進する。
	③地域における自主的な防災活動 への支援を行う。	危機管理課		各区での防災出前講座で、避難所運 営に女性が参画することの重要性に ついて周知し、避難所環境の改善等に 努める。	・希望する 15 区に対して防災出前 講座を実施し、避難所運営におい て、女性の参画の重要性などにつ いて理解を図った。 (令和 6 年度：6 区)	A	・各区に対し、防災 出前講座等を通じて 着実に防災知識や意 識の維持、向上を図 ることができた。	・地域における防災 知識や意識の向上を 図るため、防災出前 講座のさらなる周知 と実施に努める。
2 防犯活動における 男女共同参画の推進	①防犯活動など地域活動への多様 な人々の参画を促進する。	危機管理課		女性防犯隊員の加入を促進する。 ・現在：女性防犯隊員 2 名 (R7. 4. 1 現 在)	・あわら市防犯隊員 102 名 (R8. 3. 31 現在) うち、女性隊員 2 名 〔令和 6 年度：隊員 96 名〕 〔うち、女性団員 2 名〕	B	女性隊員数を維持す ることができた。	・女性隊員や若者の 増員が図れるよう広 報や防犯活動の活性 化に努める。
	②地域における犯罪を防止するた め、防犯パトロールを実施する とともに防犯灯や防犯カメラの 設置推進を行う。	危機管理課		夜間における青色防犯パトロール による安全点検を実施し、性犯罪等の 抑止に努める。	・青色防犯パトロールのほか、女性 防犯隊員による防犯啓発を行っ た。	B	・女性隊員に防犯に 関する広報、啓発に 積極的に参加いただ いた。	・引き続き、パトロ ールや啓発活動を実 施し、着実に防犯活 動に取り組んでい く。

令和 7 年度審議会評価	意見・要望等
B	消防団員や防災士の会において女性の参加が増えているが、依然として男性が多いため、今後も女性の参画をより一層推進していく必要がある。